

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成四年東京都規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二条第一号ハ」を「第二条第一号ニ」に改める。

第三条第一号中「、保育所」を「、保育所等」に、「第三十九条」を「第三十九条第一項」に改め、「規定する保育所」の下に「、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（条例第二条の四第二号の特に必要と認められる場合）

第三条の二 前条の規定は、条例第二条の四第二号の特に必要と認められる場合について準用する。この場合において、同条中「一歳到達日」とあるのは、「一歳六か月到達日」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。